

毎週火、金曜日発行（但休日と当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 土地改良事業計画書の写の縦覧
土地改良区の役員等の届出
土地配分計画の作成
収入証紙小売さばき人の指定
農地等交換分合計画の認可
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇公安告示 昭和三十四年四月鳥取県公安委員会告示
第七号の一部改正

告示

鳥取県告示第六百三十八号

昭和三十七年五月十五日付けで大鴨土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（区画整理）事業については、審査の結果その計画を適当と認められた。

で、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。
昭和三十七年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

昭和三十七年十二月七日から二十日間とする。

二 縦覧場所

倉吉市上古川 大鴨土地改良区事務所

三 異議の申出

利害関係人においてこの決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百三十九号

昭和三十七年三月三十一日付けで今在家土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（区画整理）事業については、審査の結果その計画を適当と認められた。

たので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十七年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

昭和三十七年十二月七日から二十日間とする。

二 縦覧場所

西伯郡大山町大字今在家 今在家土地改良区事務所

三 異議の申出

利害関係人においてこの決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、尾高井手土地改良区及び北条川

土地改良区からそれぞれ次のとおり役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十一項の規定により告示する。

昭和三十七年十二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

尾高井手土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 井沢 豊 西伯郡岸本町上細見

米沢 実 " " 立岩

大沢登亀男 " " 吉定

田中 信市 " " "

藍田 武一 " " 岸本

山下林太郎 " " 押口

細田 亮福 " " 遠藤

高橋 寿雄 " " 伯仙町石州府

加川 幸雄 " " 福万

福島 為市 " " "

青木 恒 " " 尾高

伊達 重政 " " 福万
中曾 栄一 " " 石州府
中本 慶治 " " 石州府
定款変更による改選のため

伊沢 性三 " " 尾高一一六二番地
中村 実雄 " " 岸本町吉定八一九番地
昭和三十七年九月九日臨時総代会において総選挙の結果当選し九月十四日就任 任期理事二年 監事一年
北条川土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

退任した役員の氏名及び住所

理事 井沢 豊 西伯郡岸本町上細見三五二番地

理事 中江 豊 東伯郡北条町大字下神

米沢 実 " " 立岩一二一番地

岸田 弘 " " 土下

大沢登亀男 " " 吉定六五七番地

田熊善之助 " " 米里

田中 信市 " " 八三九番地

日置智代蔵 " " 島

藍田 武一 " " 岸本三六六番地

磯江 幸雄 " " 北尾

山下林太郎 " " 押口三八番地

稲本 忠雄 " " 田井

細田 亮福 " " 遠藤三六番地

石宝 高良 " " 弓原

高橋 寿雄 " " 伯仙町石州府四三一番地

吉田 啓蔵 " " 下神

加川 幸雄 " " 福万三四四番地

牧野 克良 " " 松神

福島 為市 " " 一八三番地

遠藤 清春 " " "

伊達 重政 " " 尾高一一六八番地

田中 一 " " 曲

藤本 好治 " " 一一八八番地

中本 慶治 " " 石州府四四四番地

監事 中本 慶治 " " 石州府四四四番地

任期満了により退任

就任した役員の名及び住所

理事	中江 豊	東伯郡北条町 大字下神一八六番一 地
"	岸田 弘	土下一六九番地
"	田熊善之助	米里二九七番地
"	鼻渡 重信	島五七一番地
"	近藤 虎治	北尾四四三番地
"	稻本 忠雄	田井四〇四番地 四〇六番地
"	三谷 忠政	弓原三六八番地
"	牧野 克良	下神七〇五番地
"	吉田 啓蔵	一九三番一 地

遠藤 清春 " " 松神八二九番一
地
田中 一 " " 曲六九〇番地
昭和三十七年十月七日臨時総代会において総選挙の結果
当選し十月十四日就任 任期二年

鳥取県告示第六百四十一号
農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第六十二
条第二項の規定に基づき、次のとおり土地配分計画が作
成されたので、同条第三項の規定により告示する。
昭和三十七年十二月七日
鳥取県知事 石 破 二 朗

区分	地区名	所在地	入	植	増	反	団	体	摘	要
土地	大(上)山	西伯 中山 羽田	四	一六、〇〇〇	—	—	—	—	—	新規入植 (四口) 二戸
土地	笠良原	日野 江府 御机	二	五、〇〇〇	—	—	—	—	—	既入植者追加 (四口) 二戸 (二口) 一戸 一件

計	一六、五〇〇	—	—	一三、一〇〇	—	—	—	—	—	新規入植 (八口) 四戸 既入植者追加 (二〇口) 一五戸 一件
---	--------	---	---	--------	---	---	---	---	---	--

鳥取県告示第六百四十二号
鳥取県収入証紙規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号) 第五条第二項の規定により、収入証紙小売さばき
人を次のとおり指定する。
昭和三十七年十二月七日

指定番号	氏 名	鳥取県知事	石 破 二 朗	指定年月日
三一九	学校法人鳥取県東部自動車学校法人	鳥取市田島二六八番地		昭和三十七年十二月四日
	車学校校長 遠藤弥太郎			

鳥取県告示第六百四十三号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十八条第八項の規定により、西伯郡名和町農業委員会から申請
のあつた農地等交換分合計画を次のとおり認可したので、同条第十項の規定により告示する。
昭和三十七年十二月七日

農業委員会名	申請年月日	鳥取県知事	石 破 二 朗
名和町農業委員会	昭和三十七年七月三十一日		

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十八号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十七年十二月七日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

- 一 日時 昭和三十七年十二月七日 午後一時
- 二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会教育委員室
- 三 議題 (1) 昭和三十八年度予算編成の重点について
(2) その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十八号

昭和三十四年四月鳥取県公安委員会告示第七号（遊技の料金並びに賞品の最高額、種類及びその提供方法）の一部を次のように改正し、昭和三十七年十二月七日から施行する。

昭和三十七年十二月七日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成文

一の4中「(玉一個五円以内)」を削る。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町

〔定価〕一部月価二五〇円（配達料共）